

(平成21年4月1日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|------|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 5 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 12 件 |
| 国民年金関係 | 8 件 |
| 厚生年金関係 | 4 件 |

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年5月から平成3年3月までの国民年金保険料については、法定免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年6月から平成3年3月まで

国民年金の納付記録を社会保険事務所に照会したところ、申立期間が未納とされていた。当該期間については、生活保護法による生活扶助を受給しており、国民年金の法定免除期間に該当するので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市役所が管理する申立人の外国人登録原票によると、申立人は、昭和63年5月9日に上陸許可を受け、外国人登録されていることが確認できる。

また、申立人の夫は、昭和62年6月24日に上陸許可を受け、同日から国民年金に加入し、同年6月から平成3年4月までの国民年金保険料は生活保護法による生活扶助を受給していたため、法定免除されていたことが確認できる。

さらに、当時、申立人夫婦の生活支援を行ったA市役所職員は、「申立人は、夫と生活を共にしており、生活保護の手續に市役所に来られたことを覚えている。」と証言していることから、上陸許可を受けた昭和63年5月9日から、配偶者と同じ生活保護法による生活扶助受給者であったことが推認できる。

なお、申立人の国民年金の資格取得日は、申立人の夫と同じ昭和62年6月24日とされているが、上陸許可年月日の63年5月9日に訂正することが必要である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和63年5月から平成3年3月までの国民年金保険料を法定免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年10月から52年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年10月から52年9月まで

自宅に届いた年金特別便で国民年金の加入記録を確認したところ、昭和51年10月3日に資格喪失となっていた。当時、私はA市B区に居住していたが、51年10月から52年9月までのA市の領収書を所持しているため、社会保険事務所に問い合わせたところ、その間の国民年金保険料は還付しているとの回答であった。しかし、還付を受けた記憶は無いので、この期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係るA市の領収書を所持していることから、申立人が申立期間の保険料を納付したことは間違いないものと考えられる。

また、社会保険事務所の記録によると、申立人は、昭和52年10月3日に厚生年金保険の被保険者資格を取得しており、申立期間は国民年金の強制加入被保険者であることが分かる。したがって、申立人に係る社会保険事務所の被保険者台帳は、52年12月に51年10月3日資格喪失とされていることから、事実と異なる資格喪失手続により還付手続が行われたことなどが認められ、申立期間の保険料は納付されていたものとみるのが相当である。

なお、申立人は、還付金を受け取った記憶が無いと申し立てているが、還付整理簿をみると、昭和53年3月26日及び55年2月27日付けで、2回に分けて還付された記録が確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年10月から8年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年10月から8年3月まで
20歳の時から国民年金に加入し、母親が保険料を納付してきた。一度たりとも未納にした覚えは無く、申立期間の6か月だけ未納とされていることに納得がいかないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であるとともに、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について保険料をすべて納付している。

また、申立人は申立期間前後に複数回の住所変更を行っているが、申立期間以外の国民年金保険料は納付済みとなっており、その後、2事業所に勤務し厚生年金保険に加入した前後の国民年金被保険者種別の変更手続も適切に行っていることから、申立期間の保険料についても納付していたものと考えるのが自然である。

さらに、申立人と同様、その母親が国民年金保険料を納付していた申立人の姉は、申立期間が納付済みとなっている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 7 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 37 年 3 月まで
② 昭和 52 年 4 月から同年 9 月まで

①の期間については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を 3 か月に一度、女性集金人に支払っていた。また、②の期間については、昭和 52 年 3 月に A 市から B 市に転居し、妻がきちんと夫婦二人分の保険料を支払っており未納になるはずがない。①及び②の期間の納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、その妻が保険料を集金人に納付したと主張するものの、申立人の妻の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 36 年 12 月の時点では、居住していた A 市 C 区においては申立ての方法による保険料納付は困難であり、申立人の国民年金手帳においても、申立期間については検認印が押さ
れておらず、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は申立期間①について国民年金手帳に契印があり、切り離されていることをもって保険料を納付していたものと主張しているが、当該契印は納付の有無にかかわらず、押印の上、切り離すことと定められており、申立人が居住していた市でも同様の取扱いであったことが確認できる。

一方、申立期間②については、申立期間が 6 か月と短期間であるとともに、社会保険事務所の記録では、申立人が A 市から B 市へ転出したのが昭和 52 年

3月27日とされているところ、B市の記録では、52年7月となっており、行政側の事務処理に不適切な取扱いがあったものとうかがわれる上、申立人の妻が納付したとする保険料額は、当時の保険料額におおむね一致しており、申立内容に不自然な点はみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から同年9月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から55年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和23年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年4月から55年3月まで
高等学校を卒業後、家業（鉄工所）に従事し20歳からA納税組合を通じて国民年金保険料を納付してきた。結婚後は、妻と一緒に保険料を納付しており、妻は申立期間が納付済みとなっている。
申立期間が未納とされているのは納付できないので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間について、国民年金保険料（昭和51年4月以降は付加保険料を含む。）をすべて納付しており、申立人の妻は、申立期間を含め国民年金保険料（昭和52年4月以降は付加保険料を含む。）をすべて納付していることから、申立人及びその妻の納付意識は高かったものと考えられる。

また、申立人に対しては、B町から、昭和55年4月17日付けで、申立人がC国民健康保険組合へ加入したことをもって、申立人が被用者年金に加入したものと誤解したが、申立人の国民年金被保険者資格の継続を確認したので、昭和55年度分の納付書を送付する旨の文書が発出されている。この文書には、申立期間である昭和54年度の納付書のことについては触れられていないが、C国民健康保険組合は世帯単位で加入するものであり、同様に同組合に加入していたと考えられる申立人の妻は申立期間の国民年金保険料が納付済みであることから、申立人についても、同様に保険料を納付していたものとするのが自然である。

さらに、申立てどおり、申立人が住んでいる地区にはA納税組合が存在し、国民年金保険料を集金していたことが確認でき、同組合が申立期間についてのみ、申立人の妻の保険料だけを集金していたと考えられるのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は付加保険料を含めて、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

滋賀厚生年金 事案 301

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月 21 日から 48 年 4 月 16 日まで
社会保険事務所から、申立期間については、昭和 49 年 11 月に脱退手当金を受けているとの回答を受けた。しかし、私は、50 年 1 月に出産の予定であり、実家に帰っていたので、脱退手当金の請求を行える状態ではなく、受けた覚えも無いので、調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険の資格喪失日から 1 年 6 か月後の昭和 49 年 11 月 9 日に支給されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、申立人は脱退手当金の支給前の昭和 48 年 12 月 24 日に国民年金手帳の交付を受け、厚生年金保険の資格喪失日である同年 4 月 16 日に国民年金の被保険者資格を取得しており、同月以降、61 年 4 月に国民年金第 3 号被保険者となるまで国民年金保険料をすべて納付している。

さらに、脱退手当金を支給する場合、本来、過去のすべての厚生年金保険の被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。

このほか、当時の申立人の生活状況等を踏まえた申立内容に不自然さは無い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年8月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月から42年3月まで

社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

昭和45年3月に私が結婚した際、亡き母が、「支払いが遅れていた時期もあったが、まとめて払える時に全額払い込んだので、1回の未納も無いよ。」と言って、2冊の国民年金手帳を手渡してくれたのに、申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母が、申立期間に申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の母は既に死亡しているため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は昭和40年10月21日に発行された38年8月12日資格取得の国民年金手帳を所持しているが、申立期間について国民年金手帳に印紙検認記録が無く、保険料納付の事実が確認できない。

さらに、申立人は町内会の婦人会による納付の可能性を主張しているが、国民年金手帳が発行された時点では、申立期間のうち昭和38年8月から40年3月までの国民年金保険料は過年度保険料となり、町内会の婦人会では納付できない期間である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月から47年1月まで
社会保険事務所に国民年金保険料の納付状況を照会したところ、申立期間について、納付事実が確認できないとの回答をもらった。

A社B営業所在職中に、会社の指示でC社を立ち上げ、昭和46年2月20日にA社B営業所を退職してから、C社が社会保険の適用事業所となるまでの間、国民年金に加入していたと思うので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人から聴取しても、国民年金への加入状況、保険料の納付状況に係る記憶が不明確であり、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、社会保険庁の記録も、国民年金の資格取得年月日は平成14年2月21日であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人はC社の立ち上げ当初の従業員に対して、「社会保険の適用事業所となるまでの間は、各自で国民年金及び国民健康保険に加入するよう説明した記憶があるので、自らも国民年金に加入していた。」と主張しているが、昭和47年2月1日にC社が社会保険の適用事業所となった時の厚生年金保険被保険者の中に、申立人の説明を受け、国民年金保険料を納付していたことを確認できる者が存在しないこと、及び申立人自身も説明した社員の名前を覚えていないことなどから、申立人が当該事情を理由に国民年金に加入していたとする主張の^{しんぴょうせい}信憑性は低いものとみられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年7月から50年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和5年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年7月から50年6月まで
国民年金に2年間さかのぼって加入できる制度ができたと知って加入し、申立期間の2年分の国民年金保険料を現金でまとめて納付したのに、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の所持している国民年金手帳から、申立人は昭和50年7月14日に国民年金任意加入被保険者の資格を取得していることが確認できるとともに、A市が保管している国民年金被保険者名簿の記録についても社会保険庁の記録と一致していることから、申立期間は国民年金の未加入期間となり、制度上さかのぼって国民年金に加入し、国民年金保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の長女は、国民年金手帳記号番号を昭和55年7月10日に払い出されており、20歳の51年7月15日にさかのぼって資格取得し、国民年金保険料を過年度納付及び第3回特例納付していることが確認できることから、申立人は長女の保険料と混同していることが考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から41年9月までの期間及び44年8月から46年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年4月から41年9月まで
② 昭和44年8月から46年3月まで

私が20歳になった時、母親が国民年金の加入手続をし、保険料を集金人に支払ってくれていたはずなので、申立期間を保険料納付済期間に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は保険料の納付等に関与しておらず、加入手続及び保険料を納付していたとする母親は、高齢で聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出されたのは婚姻後の昭和46年6月25日で、この時点では、申立期間①は時効により保険料を納付することはできず、申立期間②については、過年度の保険料となり、通常、集金人に納付することはできない。

さらに、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年12月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年12月から47年3月まで
当時、私は大学生であったが、母が私と兄の二人分の保険料を納付していたと聞いている。私と同じく大学生であった同居の兄は国民年金保険料を納付済みとされているのに、私は未加入期間とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立人自身は申立期間の保険料の納付に関与しておらず、申立人の母親は既に死亡しているため、申立て当時の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立期間は、国民年金の任意加入対象期間であり、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は無いことから未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、「母親が私と兄の二人分を一緒に納付していた。」と申し立てているが、申立人の兄が国民年金に任意加入していたのは昭和42年3月までで、それ以降は厚生年金保険の被保険者期間であることから、二人分の保険料を納付する期間は無く、ほかに申立人の母親が国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から61年3月まで

私は、昭和53年6月に国民年金に任意加入し、61年4月に第3号被保険者になるまでずっと保険料を納付していたはずである。それにもかかわらず、社会保険事務所の記録では、申立期間が未加入期間とされているので納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和53年6月に国民年金に任意加入し61年4月に第3号被保険者となるまで保険料を納付していたと申し立てているが、申立人が所持する国民年金手帳には、任意加入被保険者として初めて国民年金被保険者となった日が53年6月10日、被保険者でなくなった日が58年1月6日と記載され、申立人が当時居住していたA市の印が押されている。

また、この手帳の記載内容は社会保険事務所の記録と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできず、申立期間に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事実は確認することができない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年3月から48年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年3月から48年6月まで
結婚を機に昭和43年3月に会社を退職し、A市で国民年金に加入した。
保険料はA市役所の窓口で持参して納付していたと記憶している。
証拠となるものは無いが、納付漏れとされている期間に3度住居を変えており、これが記録漏れの原因とも考えられるので、調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、申立期間当初の申立人の住所はB市であるにもかかわらず、申立人はA市で国民年金に加入し、同市窓口で保険料納付を開始したと申し立てているなど、国民年金の加入時期や保険料の納付についての申立人の記憶は曖昧であり、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和48年7月9日に払い出されており、同年7月1日に任意加入被保険者の資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳及びA市が保管する国民年金被保険者台帳を確認しても、申立期間は未加入期間とされていることから、申立人は昭和48年7月にA市で国民年金の加入手続を行い、同月から保険料の納付を開始したものと考えられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成9年4月から10年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月から10年12月まで

夫が60歳で定年になったとき、私はまだ58歳だったので、満60歳までは国民年金に加入しなければならないと思い、A市役所で加入手続を行い、国民年金保険料を毎月の税金等と一緒に組の集金で納めていた。

申立期間の保険料を納めていないとされることは納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無い上、保険料の納付等についての申立人の記憶が不明確であるため、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は申立期間当時、共済年金の受給者であったことから、申立期間は、国民年金第1号被保険者の適用除外に該当し、申立人が保険料を納付するためには、任意加入の手続を行わなければならないが、申立人は、申立期間に係る任意加入の手続を行った記憶が無いと回答しており、申立期間は任意加入被保険者の資格を取得していなかったものと考えられる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳を確認しても、申立期間に被保険者資格を取得した記載が無く、A市が保管する被保険者名簿を確認しても、任意加入及び保険料納付に係る記載が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで

A社の派遣社員としてB社C工場に勤務していたが、平成18年4月に会社の分社化によりD社の派遣社員となった。会社の手続に手違いがあり、A社での厚生年金保険被保険者の資格喪失日を平成18年3月31日として届出された。

その後、会社が手違いを認め、平成18年3月分の国民年金保険料を負担した。しかしながら、給与明細書には、厚生年金保険料の控除の記載があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与明細書から、A社及びD社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社の事業主は、「申立人との雇用契約は平成18年3月20日で終了しており、同年4月支払分の給与から控除したのは同年2月分の厚生年金保険料であり、申立期間の厚生年金保険料は控除していない。」と証言している。

また、雇用保険の記録における同社の申立人の離職日は、平成18年3月20日であることが確認できる。

さらに、D社に照会したところ、「申立人との雇用契約は平成18年3月21日からであり、同年5月支払分の給与から控除したのは、同年4月分の厚生年金保険料である。当社は平成18年4月1日付けで厚生年金保険の適用事業所となっており、同年3月は、社会保険に未加入のため、申立人の国民年金加入手続をして国民年金保険料を納付した。」と証言している。

加えて、社会保険庁の事業所照会によると、D社の厚生年金保険の適用は平成18年4月1日からであることが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 303

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年9月から31年12月まで
申立期間について、A社B支店に勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管するA社B支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同社における申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得記録が確認できなかった。

さらに、当該事業所では、申立期間について、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入の有無について、これを確認できる資料が無く不明であるとしており、申立てを裏付ける証言等を得ることができなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認することができる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

滋賀厚生年金 事案 304

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 1 日から 63 年 9 月 30 日まで

私は昭和 52 年 6 月 1 日から 61 年 12 月 31 日まで A 社の社長として厚生年金に加入していた。昭和 62 年に社名を B 社に変更し、所在地も変更したが継続して事業を行っており、厚生年金保険料も納付していた。しかし、社会保険事務所の記録では、62 年 1 月から 63 年 9 月までが空白期間とされているので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、税理士事務所に残されていた「法人の事業概況説明書」等では申立期間に係る厚生年金保険料を社会保険事務所に納付していた事実が確認できない。

また、社会保険事務所の記録から、A 社は昭和 61 年 12 月 31 日に全喪しており、申立人は同日に健康保険の任意継続被保険者の資格を取得していることが確認できる上、B 社が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは 63 年 10 月 1 日であることが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 10 月 25 日から同年 12 月 25 日まで
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A社に勤務していた期間が記録から漏れていた。

同事業所には、昭和 38 年 9 月まで勤務していたB社で先輩であった人と一緒に入社し、現場監督補佐として、Cの鉄筋コンクリート建物の工事に携わったが、業績が芳しくないので、先輩とともに退社した。

給与から保険料を差し引かれていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言や申立人の供述内容から、申立人がA社に勤務していたことは推認することができる。

しかし、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、同僚に聴取しても、申立人の勤務期間を特定できる証言等は得られず、申立人とともにA社に入退社したとされる同僚についても厚生年金保険の加入記録が無い。

さらに、A社は既に全喪しており、申立ての事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。